

鞆の浦しおまち海道プロモーション業務
事業者評価委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 鞆の浦しおまち海道プロモーション業務を実施するにあたって、プロポーザル方式の審査及び評価等を厳正かつ公正に行うため、鞆の浦しおまち海道プロモーション業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 提案の審査及び評価に関すること
- (2) その他第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 評価委員会は委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 公益社団法人福山観光コンベンション協会専務理事
- (2) 公益社団法人福山観光コンベンション協会事務局長
- (3) 福山市経済環境局文化観光振興部観光戦略課長
- (4) 福山市建設局政策調整官
- (5) 福山市建設局都市部都市交通課長

(評価委員長)

第4条 評価委員会に評価委員長1人を置き、評価委員長は公益社団法人福山観光コンベンション協会専務理事とする。

- 2 評価委員長は評価委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 評価委員長に事故があるとき又は評価委員長が欠けたときは、評価委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 評価委員長は、特に必要がある場合は、前条に規定する委員以外の者を委員に指名することができる。
- 5 第3条2にある委員がやむを得ない事情により出席できない場合、該当委員の所属課・団体より代理人を選出し、代理出席できるものとする。

(会議)

第5条 評価委員会の会議は、評価委員長が招集する。

- 2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは評価委員長の決するところによる。
- 4 評価委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

5 評価委員会の会議は、非公開とする。

(委員等の責務)

第6条 委員及び評価委員会の会議に出席した者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、公益社団法人福山観光コンベンション協会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、評価委員長が別に定める。

附 則

この要領は、2025年（令和7年）7月4日から施行し、鞆の浦しおまち海道プロモーション業務の契約が締結された日をもって失効する。